

盛岡広域振興局長告示第56号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、都南土地改良区（盛岡市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年10月6日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 就任

(1) 理事

佐々木 章 一	盛岡市乙部29地割56番地
藤 村 義 孝	〃 手代森26地割30番地
板 山 格	〃 大ヶ生18地割30番地 1
田 山 俊 久	〃 乙部 7 地割69番地
藤 原 敏 彦	〃 〃 15地割31番地 1
藤 原 仁 巳	〃 〃 32地割33番地
坂 本 光 雄	〃 手代森22地割 6 番地
北 田 邦 男	〃 〃 24地割37番地
藤 原 幸 雄	〃 〃 9 地割60番地 5

(2) 監事

佐々木 昭 夫	盛岡市乙部28地割29番地 4
北 田 晴 男	〃 黒川13地割14番地

2 退任

(1) 理事

佐々木 章 一	盛岡市乙部29地割56番地
藤 村 義 孝	〃 手代森26地割30番地
板 山 格	〃 大ヶ生18地割30番地 1
佐々木 充 吾	〃 乙部29地割58番地 4
田 山 俊 久	〃 〃 7 地割69番地
藤 原 敏 彦	〃 〃 15地割31番地 1
藤 原 章 善	〃 手代森 9 地割57番地
坂 本 光 雄	〃 〃 22地割 6 番地
北 田 邦 男	〃 〃 24地割37番地

(2) 監事

佐々木 昭 夫	盛岡市乙部28地割29番地 4
北 田 晴 男	〃 黒川13地割14番地